

一九三四年 第一期

八〇〇同

第二期

殘額全部

然ル處前記退職手當支給書ニ調印ヲ拒絶セシ八百名ハ其後モ東支側ト紛糾ヲ續ケ居タル處滿洲國側地方官憲ノ斡旋ニヨリ今回別添誓約書ヲ滿洲國政府交通部ニ提出シ本件ハ解決ヲ見ルニ至リタリ

本信寫送付先

外務大臣

在中華民國公使 在北平參事官

在奉天 新京 齊々哈爾 滿洲里各總領事領事

(別紙)

誓約書

中東鐵路退職者タル自分等ハ自己ノ積立貯金並ニ鐵道側カ自分等ニ支拂フヘキ其他ノ金額ノ一部ヲ左記ニヨリ鐵道ヨ

リ受領スヘキモノトス

右支拂ヲ受クル事トナリタルニ就テハ今後滿洲國政府ノ交通部ノ指示ニ遵ヒ輕舉盲動(民衆運動)ヲナササルヘキ事ヲ誓約ス

支拂順序

一、大同元年十二月中 參百五拾金留

今日迄自己ノ貯金ノ拂戻ヲ受ケサルモノハ合計五百金留

二、大同二年三月中 貳百五拾金留

大同元年三月三日中東鐵路理事會ノ發給セル鐵道從業員退職手當支給書ニ調印セサル退職者代表

大同元年十二月一日

滿洲國政府交通部 御中

七 日ソ外交關係雜纂

273

昭和七年一月十二日 犬養外務大臣 會談
在本邦トロヤノフスキー
ソ連邦大使

日ソ不可侵條約締結問題などについて

付記 作成日不明

「日ソ不可侵條約に関する両國會談抄」

犬養大臣露國大使會談錄

昭和七年一月十二日在本邦露國大使「トロヤノウスキー」氏犬養外務大臣ヲ總理官邸ニ來訪シ

滿洲事件ハ露國政府ニ於テ多大ノ關心ヲ以テ注目シ居ル所ニシテ當初ハ日本軍カ北滿ニ迄行動スル如キコトナカルヘシト思考シ居タル處日本軍ハ結局齊々哈爾ニ進入シ現ニ之ニ駐留シ居ル狀況ナリ又一時日本側ニテハ頻リト露國カ馬占山ヲ援助シ居レリトノ宣傳ヲ爲シタルカ今日ニテハ其ノ疑モ消失セルモノト考フ然ルニ最近自分ノ新聞報道等ニテ承知スル所ニ依ルニ吉林ノ熙洽ハ東支線方

面ニモ手ヲ延ハシ哈爾賓ニ在ル東支鐵道護路軍總司令丁

超ト衝突セントシツアルカ如キ處右ハ東支鐵道ニ多大

ノ利害關係ヲ有スル露國トシテ憂慮ヲ禁シ得サル所ニシ

テ又同方面日本機關紙ノ報道ニ依ルニ日本軍ハ白系露人

利用ノ方針ヲ取ラントスルヤノ趣ニテ是亦露國側ノ神經

ヲ刺戟シツアリ是等事實ハ露本國ノ輿論ニモ多大ノ衝

動ヲ與ヘ政府ノ立場ヲ困難ナラシムルモノナリ右ハ不取

敢自分ノ思付ニテ申上クル次第ナルカ更ニ政府ヨリ何分

ノ訓令アル場合重ネテ申出ツルコトアルヘシ日露兩國ノ

關係ハ之ヲ冷靜ニ考察スルニ何等衝突ノ原因ナキモノニ

付兩國政府ニ於テ虛心坦懷接洽シテ善隣ノ關係ヲ保持ス

ルコト肝要ト認ムル處先般「リトヴィノフ」外相ヨリ芳

澤大使ニ對シ提議セル不侵略協定(Non Aggression

Pact)締結ニ關スル貴大臣ノ御意見ヲ伺ヒタシ

ト述ヘタルヲ以テ犬養大臣ヨリ

日本ノ北滿ニ於ケル行動モ全然自衛ノ目的ニ出テタルモ

ノニシテ現在齊々哈爾ニ駐兵スルモ同方面匪賊等ニ對スル治安維持ノ爲メニ外ナラス治安確立セラルルニ於テハ撤退スヘシ熙洽ト丁超トノ衝突ニ關スル憂慮ニ付テハ元來護路軍ハ兵力モ少キコトニモアリ差シタル衝突モナカルヘク又斯種將領間ノ確執ハ珍シキコトニ非ス何レニスルモ日本ノ關係スル所ニ非ス次ニ不侵略協定ノ提議ニ付テハ今初メテ耳ニスル次第ナルカ政府トシテハ慎重研究ヲ加ヘ殊ニ專任外相就任ノ上考慮ノ要アルヘキ處何レニスルモ日本ニハ何等對露侵略ノ如キ意圖ナク且下兩國間ニ紛議ノ種トシテハ漁業問題位ノモノニシテ之ハ露國ニ無理アルカ如キヲ以テ之ヲ改メラルレハ直ニ解決スヘク之カ交渉ハ東京ナリ莫斯科ナリニテ行ヘハ可ナリトノ趣旨ヲ答ヘタルカ次イテ話頭ハ通商貿易關係ニ移リ露國大使ハ木材關稅引下、長期「クレヂット」設定等ニ付露國側ノ希望ヲ説明シタリ

(此ノ間白鳥情報部長通譯ニ任ス尙露國大使ハ同部長ノ問ニ應シテ不侵略協定トハ露國ト佛國、波蘭其他諸國トノ間ノモノト同様ノ趣意ノモノヲ豫想シ居ルコトヲ述ヘタリ)

(昭和七、一、一二記)

(欄外記入)

漁業關係ニ保管シオキ度

(付記)

日ソ不可侵條約に関する兩國會談抄

大正一五年八月二五日

ベセドウスキー代理、出淵次官

かに工船遼東丸問題に關連しベより獨ソ中立條約(同年四月二四日調印)の如きものを締結しては如何と提案

九月三〇日

ベ代理、出淵次官

出淵次官よりソ側の提案の内容を確めると共に基本條約も漸く昨年締結せられた次第であり漁業協約改訂等の問題解決の後政治的條約を考慮することとすべしと應酬

昭和二年一月一四日

ベ代理、出淵次官

次官よりベ再三の懇請もあり日本政府

昭和二年一月一八日

五月二四日

において滿洲における露國の正当なる權利々益を犯さざる旨の声明を發する予定なることを内話し右は政治協定とは別個のものなりとの意見を述べ

幣原外相議會演說

田中外相、ドブガレフスキー大使

ドより國交回復の最後の仕上げの意味において不可侵條約の話し開始を提議す

田中外相、ド大使

外相より

「不可侵條約の如き政治條約の商議に入ることは現下の國際政情に照し適當の時期にあらざるをもつて兩國間に存する經濟關係促進上の諸懸案問題及び滿洲における東支滿鐵運賃協定問題等につき協議を進め具体的に兩國の親善關係を増進し經濟關係を充分發達せしむることを希望す但し經濟關係増進に

昭和二年七月一日

一〇月一四日

努むるに當り相互に不侵略の精神を固く保持するを要することは言うまでもなき所なり」

と述べられたり

田中外相、ド大使

ドより本件條約の成立は東亞に漲る不安を一掃するに資するべきを確信す時期尙早とあらば致方なきも時期至らば日本側において考慮せらるることを希望すと述べられたり

カラハン外務人民委員代理、田中大使

(莫斯科)

カより滿洲における日本の利益はヴァイタルなものなるもソ側の支那殊に滿洲における利害は最少限度のものなる故日本の利益に喰入らんとするが如き考えは全くなし右ソ側の眞意が日本殊に陸軍部内に解せられざるは遺憾なり此の点の疑点を除くためにも本件條約

昭和三年三月八日

の締結は有意義なりと云いソ政府の意嚮傳達を依頼せり
之に對し田中大使より原則的には我方に異論あるはずなきも基本條約締結後未だ兩國間に漁業その他の經濟上の諸懸案ある現在直ちに不侵略條約を締結するは日本國民にアピールせざるべしと述ベソ側の意嚮傳達方を引受けたりカは重ねて本件條約と他の懸案とを結びつける必要なかるべく不侵略條約はそれ自身として効果を有すべしと論じたり

田中外相、トロヤノスキー大使

久原ミツシヨ、通商條約交渉問題に關し会談の際トより提案あり外相よりは通商その他の條約締結後に考慮すること可然と答えられたり

昭和六年十二月三十一日
リトヴィノフ人民委員、芳沢大使（莫斯科）

昭和七年一月十二日

「リ」は歸朝途次の芳沢大使に不侵略條約を提議せり、更にソ側の動機として外國の軍國主義的及び冒險的分子中日ソ關係惡化の策動するものある旨を述べたり

犬養外相、トロヤノフスキー大使

「ト」より芳沢大使に提議されたる不侵略條約問題に對する意見を伺いたしと述べたるに對し犬養外相より「不侵略條約締結方の提議は初耳なるが何れ專任外相就任の上しん重考慮の要あるべき処歴史上侵略をなせるは常に露西亞にして帝國は何等對露侵略の如き意図を有せず目下兩國間紛議の種としては漁業問題位のものなるが右はソヴィエト連邦に無理あるが如きをもつてこれを改めらるれば直ちに解決すべし」と應酬せり

右両会谈（芳沢「リ」及び犬養「ト」）

昭和七年三月十六日

に關しソ連政府は一月十六日タス通信を経て公表するところありたり

リトヴィノフ人民委員、松平大使（壽府）

「リ」より「滿洲における目下の狀況にてはソ側の懸念未だ一掃するに至らず何とか日ソ間に不侵略條約その他の方法により互に疑惑を去ること肝要なり」と述べたるに對し松平大使より既に双方において何等侵略の意なきを確めたる際動もすれば他國の猜疑を蒙るか如き取極を結ぶは現下の狀況において却つて面白からずと考うと應酬せられたり

昭和七年五月十五日

イズウエスチャはカール・ラデツクの論文を掲げ滿洲事變以來日本國內において諸種の意見の變化あるを指摘しつつ條約締結の必要を説けり

昭和七年六月一日

大橋總務司長、在哈爾濱ソ総領事（哈爾濱）

大橋司長よりソ連による滿洲國承認問題に關し懇談せり

昭和七年六月二十日

ソ在哈スラヴィツキー総領事、滿洲國外交部特派員（哈爾濱）

「ス」より承認問題の決定は遅れおるもソ側は未だ右承認を拒みたることなしと述べたり

昭和七年九月二十三日

カラハン、廣田大使（莫斯科）

「カ」より滿洲國承認問題に關し先ず滿洲國の性質（特に日滿關係）を明かにせられたしと言ひ本件は複雑なる対外關係を顧慮せざるを得ず、ただ滿洲國領事の莫斯科駐在に同意すべしと述べたり

昭和七年九月二十九日

在奉天ソ総領事、森島総領事代理（奉天）

ソ側より滿洲國承認に先だちソ滿不可

〃 十月

侵條約の締結を要すべしとの意見開陳あり

カラハン、天羽代理（莫斯科）

「カ」より不侵略條約交渉に対する日本國內輿論の動きを指摘し「サウンド」する処ありたり

〃 十一月四—六日

松岡代表、リトヴィノフ、カラハン、ラデツク（莫斯科）

滿洲國承認は日ソ不侵略條約と結びつけて考慮し度きとするソ側の主張を夫々強調せり

〃 十一月七日

天羽代理、ラデツク（莫斯科）

「ラ」は日ソ滿三國間の不侵略條約とするも可ならずやと述べたり

〃 十一月九日

カラハン、天羽代理（莫斯科）

「カ」より日本側新聞等は本件に多大の興味を寄せつつあるが政府の態度は依然變化し居らざるものなりやと言ひ日本側の希望によりては日ソ間と同時に

昭和七年十二月十三日

にソ滿間の不侵略條約を締結するも差支なしと述べたり

内田外相、トロヤノフスキー大使

内田外相より本件商議開始の時機は未だ熟し居らず従つて差当り兩國間に存在する諸懸案の解決に努力することとしたとして口上書を手交せり

昭和八年一月四日

内田外相、トロヤノフスキー大使

「ト」より前項口上書の回答として口上書を手交せり

〃 二月十三日

前記口上書に関連しソ側の無断発表に對する口上書をト大使に送付し先方の注意を喚起せり

昭和十二年一月二十五日

廣田外相議會演説（ソ滿國境方面におけるソ軍備の問題を説明したる際不侵略條約は單にこれを締結するも効果なしと述べたり）

〃 一月三十一日

リトヴィノフ人民委員は右廣田大臣の演説に関連しかかる條約の締結を拒絶

〃 三月十一日

することは兩國關係に悪影響を與えたりと言えり

リトヴィノフ人民委員北鉄仮調印に際する外國記者團会見において右と同様の意を述べたり

274 昭和7年1月14日

在ソ連邦広田大使より
犬養外務大臣宛（電報）

ソ連の隣邦諸國への不可侵條約提案に関する
駐ソ独国外務省の観測について

モスクワ 1月14日後発
本省 1月15日前着

第二一號（極秘）

貴電合第八五號ニ關シ

十二月十一日當館晚餐ノ際獨逸參事官ハ天羽ト會談中獨逸大使ハ「リトヴィノフ」ヨリ過日「リ」ハ芳澤大使ニ對シテ不侵略條約締結方ノ提議ヲ爲シタル旨内聞シタル由内話シタル後右事實ニ鑑ミルモ今回蘇聯カ西歐諸國ト同條約ノ商議ヲ開始シタルハ特ニ波蘭ト條約ヲ結ハントスル特殊ノ

275 昭和7年1月29日

在ウラジオストク山口（為太郎）総領事より
芳沢外務大臣宛

ソ連産石油の極東進出状況について

普通第三七號

（2月8日接受）

昭和七年一月二十九日

在浦潮斯德

總領事 山口 爲太郎〔印〕

外務大臣 芳澤 謙吉殿

「ソヴィエト」産石油ノ極東進出計畫ニ關スル件

昨年中ヨリ歐露産石油カ朝鮮方面ニ進出ヲ開始シ本邦市場ノ注意ヲ惹キ來レル處過日調査ノ爲來浦セル「サユーズネフチ」莫斯科本部輸出部員「ブリンゴルツ」カ關係者ニ洩ラシタル所ニ依レハ昨年朝鮮方面ニ輸出セラレタル石油「ベンジン」ノ數量ハ三萬五千箱ニシテ運送關係不良ナリ

シ爲豫定數量タリシ十萬箱ニ比シ不成績ナリシモ本年ハ昨年ノ二倍ノ計畫ヲ以テ大々の朝鮮、滿州、支那ニ進出シ「スタンダード」石油ト競争スル意氣込ナリ、然シ日本内地ヘハ手ヲ出ササルモノ如シ。

右御參考迄報告ス

~~~~~

276 昭和7年3月3日 在ブラゴヴェスチエンスク豊原(幸夫)領事館事務代理より 芳沢外務大臣宛

ゲー・ペー・ウーによる白系分子檢舉について

機密公第一五號 (接受日不明)

昭和七年三月三日

在ブラゴヴェスチエンスク

領事館事務代理 豊原 幸夫

外務大臣 芳澤 謙吉殿

武市國家政治局ノ白系分子檢舉ニ關スル件

當地ハ御承知ノ通革命前ノ所謂「ブルジュア」階級ニ屬ス

ル分子ノ最モ多ク居住シ居レル都會ニシテ現ニ武市ノミニテ被奪選舉權者約六千ヲ算シ居ルヲ以テ今次ノ滿州事變發生以來是等被奪選舉權者ハ日「ソ」關係ノ複雑化ヲ希望スルノ余リ「ソ」聯邦ニトリ好シカラサル風説ヲ流布シ居リタル由ナル處去ル三月一日ヨリ突如武市「ゲペウ」ハ彼等ノ一齊檢舉ヲ開始セル趣ニシテ武市々民間ニハ種々ノ流言行ハレ黨員以外ノ市民ハ何時捕縛サルルヤモ知レストテ戦々恟々タルモノ如シ右ニ關シ當館カ極秘裡ニ探查シタルトコロニ依レハ現在(三日迄ニ)逮捕監禁セラレタル前記白系分子ハ五百名ニ達シ今後モ續々檢舉ハ行ハルル趣ニテ「日本ハ滿洲ヲ自家藥籠中ノモノトシ漸次手ヲ「ソ」聯ヘ伸サントスル野心ヲ有スルヲ以テ近キ將來「ソ」聯ハ日本ト開戦スルニ至ルヘキヲ覺悟セサルヘカラス其ノ場合之等白系不平等分子ノ極東ニ存在スルコトハ爆彈ヲ抱イテ寢ルニ等シ」トノ杞憂ヨリ今次檢舉ヲ開始セル由ナリ。因ニ曾テ當館ニ出入セシ裁縫師、家庭教師等ノ如キ特ニ日本人ニ關係ヲ有シタル者ハ第一ニ檢舉セラレタリト云フ

右何等御參考迄報告ス

~~~~~

277 昭和7年3月6日 在ソ連邦広田大使より 芳沢外務大臣宛(電報)

ソ連軍の極東移動についての日本外務当局談
に關するイズヴェスチャ報道振りについて

別電 三月五日着在ソ連邦広田大使より芳沢外務大

臣宛第一五六号

右日本外務当局談記事要旨

モスクワ 発

本省 3月6日前着

第一五五號

(一語脱)「イズベスチャ」ハ別電第一五六號日本外務當局談ヲ揭クルト共ニ「蘇聯ト日本」ト題シ左記要旨ノ社説ヲ揭ケタリ

蘇聯ハ滿洲事件勃發ノ當初ヨリ中立ヲ堅持シ來レリ尤モ蘇聯勤勞大衆ハ支那民衆ニ同情ヲ有スルハ事實ナルモ右同情ハ蘇聯ノ不干渉政策ヲ放棄セシムヘキモノニ非ス右ハ蘇聯ノ馬占山援助説カ事實無根ナリシニ見テモ明カナルノミナラス又實ニ芳澤外相ハ議會演説ニ於テ之ヲ容認シタリ然レトモ右ト同時ニ吾人カ滿洲ニ於ケル反蘇的陰謀及蘇聯

國境方面ノ異常ノ事態ニ對シ深甚ノ注意ヲ怠ラサルハ勿論ナリ何トナレハ例ヘハ今日發表セラレタル日本外務當局談(一語脱)日本總領事ノ報告カ外國人ノ信念ハ日本ヲ憎惡スルカ故ニ近ク日蘇間ニ(一語脱)ヘシト爲シ或ハ蘇聯ハ浦潮ニ十萬ノ軍隊ヲ集中シ居レリト爲セルカ如キハ打消ス程ノ價值モ無キカ右ハ偶々以テ極東ニ如何ニ不健全ナル雰圍氣カ支配スルヤヲ證シテ餘リ有ルカ故ナリ尤モ(一語脱)スヘキハ右ノ雰圍氣ヨリモ寧ロ左ニ示ス如ク日本カ或特殊ノ資料ノミニ基キ極東ノ事情ヲ判定シツツアルノ事實ニシテ若シ吾人ニシテ此事實ヲ考慮ニ入ルル時ハ蘇聯トシテハ現在其最少限ノ義務トシテ國境ノ保全ヲ擁護スル爲ニ極東ニ軍隊ヲ集中スルコトハ已ムヲ得サルコトナリト言ハサル可カラス抑々吾人ハ日本軍部ハ勿論其他ノ方面ノ責任者カ蘇聯侵略及沿海州後貝加爾占領ヲ公表スルニ對シ無關心タルヲ得ス吾人ハ日本軍部最高幹部ノ蘇聯侵略計畫ニ關スル文獻ヲ入手シタルカ其ノ一ニ曰ク蘇聯ト開戦ノ可否ニ關シ予ハ常ニ開戦ノ準備ヲ爲シ以テ斷乎タルノ政策ヲ執ルノ要アリト思考ス開戦ノ根本目的ハ日本ノ共產化ヲ防クニ止ラス先ツ極

東及東部西比利亞ノ占領ニ非サル可カラスト又他ノ一二曰ク日露戦争ハ蘇聯ノ武力及外國ノ情勢ニ鑑ミ出來得ル限リ速ニ開始スルヲ要ス吾人ハ時ノ經ルニ從ヒ事態ハ相手ニ漸次好轉スルコトヲ認メサル可カラス依テ予ハ帝國政府ハ蘇聯ト成ル可ク速ニ開戦スル積リニテ政策ヲ行フヲ必要ト認ムト又曰ク諸種ノ事情ハ豫定通り軍事行動ヲ行フヲ得サラシム可キモ貝加爾湖迄進入スルノ要アルハ勿論ナリ同以西進出ニ付テハ其當時ノ一般事態殊ニ西方ヨリ侵撃スル諸國ノ狀態如何ニ依リ決定スルヲ要ス

(2) 日本カ後貝加爾鐵道ヲ占領スル場合日本ハ極東ヲ完全ニ帝國ノ領土ニ編入シ且ツ同地方ニ長期ニ亘リ軍隊ヲ殘留セシムルノ要アルヘシ尙右占領ノ場合事態ノ紛糾スヘキハ之ヲ豫期セサルヘカラス又日本ハ右ニ依リ蘇聯ニ致命傷ヲ與フル事困難ナルニ鑑ミ宣傳ヲ行ヒ西歐隣接國及其他ノ國ヲシテ蘇聯ニ開戦セシメ且ツ他方蘇聯内外ノ白黨及一切ノ反蘇分子ヲ利用シテ蘇聯内ヲ攪亂スル事ハ右作戰ノ最重要點ノ一タラサルヘカラス蘇聯ノ現狀ヲ見ルニ今ヤ右計畫ノ實行ニハ絶好ノ機會ナリト

又曰ク蘇聯ノ現狀ヲ見ルニ蘇聯ハ目下戦争ヲ爲シ得ストノ

右ノ諸事實ヲ見レハ日本占領下ノ滿洲ニ蘇聯侵略ノ傾向増大シツアル事明カナルカ果シテ然ラハ蘇聯力之ニ對シ其ノ國境防備ノ爲ニ必要ノ手段ヲ取ルハ又當然ナリ蘇聯ハ平和政策ト支那事件ニ對スル不干渉政策トヲ取り來レリ右ハ將來ニ於テモ亦變ルコトナシ然レトモ右ハ蘇聯カ他人ノ蘇聯國境侵犯又ハ蘇聯領土占領ヲ許容スルコトヲ毫末モ意味スルモノニアラス蘇聯ハ一片ノ外國領土ト雖モ之ヲ欲セス同時ニ一塊ノ蘇聯領土ト雖モ何人ニモ之ヲ與ヘス云々

別電ト共ニ壽府ヘ轉電セリ

(別電)

モスクワ 発

本省 3月5日後着

第一五六號

三日ノ新聞ハ二十九日東京發トシテ大要左ノ通り報道ス外務當局ノ言ニ依レハ在浦潮山口總領事來電ハ一外人ノ信據スヘキ情報トシテ浦潮ヘノ軍隊輸送ハ客年十二月ヨリ行ハ(一語脱)軍隊ハ歐露ヨリ來レルモノタルコト疑ナキ由

結論ヲ下スコトヲ得依テ今ヤ帝國カ極東問題ヲ解決スルニハ絶好ノ機會ニテ又西方隣接國(波蘭、羅馬尼)ハ目下日本ト共同進出スルノ可能性ヲ有ス尤モ右可能性ハ年ト共ニ漸次弱マリツツアリト

尤モ右文ハ筆者ノ私見トセラレ居ルモ然レトモ其ノ筆者ノ責任アル地位ニ鑑ミル時ハ吾人ハ其ノ政治的重大性ヲ否認シ且ツ極東ノ事態ニ對シ無關心タルヲ得ス

顧ルニ日本ハ既ニ二ヶ月間蘇聯ノ不可侵條約締結ノ提議ニ回答セサルカ右ノ事實ノ有スル意義ノ何タルヤハ如何ニ不公平ナル政治家ト雖モ之ヲ了解スヘク又日本ニ於ケル漁業問題ニ關聯スル反蘇陰謀ハ特ニ注意ヲ要スルカ日本有力者ノ提起セル右反蘇戰ハ漁區條約ヲ廢棄セントスル點ニ於テノミ同條約ノ關係ヲ有スルニ過キス再言スレハ右反蘇戰ハ漁業問題トハ何等ノ關係ヲ有セス結局極東海面ノ自由經營及「大規模ノ占領計畫」ノ實現ヲ欲スル日本ノ或方面ノ侵略計畫ヲ表示スルモノニ外ナラス又次ニ注意スヘキハ滿洲ノ白黨ノ活動ナリ日本ハ右ニ無關係ナリト云フモ各種ノ事實諸種ノ報道ヲ綜合スルニ白黨ノ侵略的活動カ日本ノ滿洲占領ト直接關係ヲ有スルハ否ムヘカラス

ヲ傳ヘ又同電ハ浦潮「ウーゴリナヤ」「ラズドリーノエ」地方ニ兩軍團アリ「シエメトフ」「ボシエツト」「バラバシ」及「スパスク」ノ軍隊ト合スレハ總計十萬ニ達シ又浦潮及露西亞嶋ニ重砲隊設置セラレ「セダンカ」ニハ三個ノ新要塞ノ武裝行ハレ「オリガ」灣ノ本邦工場ハ毒瓦斯工場トナリ浦潮ニハ日夜軍需品及食糧ヲ積載セル列車到着シ烏蘇里鐵道ハ全線黨員及「コムソモール」ニテ護衛セラレ居ル旨ヲ報シ來レル由ニテ又日本總領事ノ諜報者ハ日蘇兩政府間ノ衝突ハ「蘇聯ハ日本ヲ(脱)スル」カ故ニ僅々三四個月ノ間ニ避ケ難キ形勢ニアリトシ又右衝突ハ滿洲問題ニ端ヲ發セサルトキハ漁業問題ニ依リ惹起セラルヘシト爲シ居レル由ナリ

右ト同時ニ外務當局ハ外國通信員ニ對シ軍部ハ匪賊討伐ノ爲疲勞セル滿洲派遣軍ノ交代ニ付審議中ナリト云ヘリ

編注 「本邦」の箇所「沃度」と書込みあり。

278 昭和7年4月17日

在ソ連邦広田大使より
芳沢外務大臣宛電報)

我が国利権事業を妨害する意図なしとのソ連
中央官憲意向地方当局に徹底方要望について

モスクワ 4月17日後発
本省 4月18日後着

第二六一號

往電第二三八號ニ關シ

十六日「カズ」カ天羽ニ數日前地方關係官廳ニ對シ利權會社ニ於テ事實之等驛舎ヲ使用シ居リ又蘇側ニ於テ強テ必要トセサルニ於テハ本年ハ蘇側ノ使用方ヲ見合スヘキ旨命令シタリト述ヘタリ

天羽ハ此機會ニ一言スヘキカ近來樺太蘇側官憲ニ於テ我利權事業ニ種々ナル壓迫ヲ加ヘ之カ爲我利權事業遂行上鮮カラサル障害ヲ受ケ居ル次第ハ二月二十七日注意シ置キタルカ(往電第一三六號)其後モ蘇側ノ壓迫ハ少シモ緩和セサルハ遺憾ナリ實ハ日本政府ニ於テモ右ニ付蘇側ニ對シ嚴重注意交渉方大使ニ訓令シ來リ居ルモ大使ニ於テハ本問題ニ付テハ稻石カ目下商議シ居ル事實ニ鑑ミ暫ク稻石ノ交渉成行ヲ見ルコトトシ居ラルル次第ナルカ稻石ノ交渉モ餘リ進捗シ居ラサルヤニ聞キタルニ付テハ此際何トカ右商議ヲ促

松平大使ヨリ

廿五日午後本使、「スチムソン」ト會談シタル處其要領左ノ通り

本使ハ先ツ昨今北滿洲ニ於ケル日露關係逼迫ノ流説ニ關聯シ米露接近ノ情報頻々トシテ新聞紙上ニ現ハレ居ル處右ハ素ヨリ根據無キコトト信スルモ一應長官ヨリ直接真相ヲ承リ度シト述ヘタル處「ス」ハ始終噂ノアルコトハ承知シ居ルモ自分ハ「リトヴィノフ」ト會見シタルコト無シト打消シ「リ」ハ廿四日當地出發莫斯科ニ向ヘリ)更ニ近頃北滿洲ニ於テ日露ノ間ニ於ケル關係カ面白カラヌ如キ報道ニ接シ居レルカ右ハ此際懸念ニ堪ヘス如何ナル真相ナルヤト尋ネタルニ付本使ハ過般一面坡方面ニ居留民保護ノ爲軍隊ヲ出動シタル際露國側ニ於テハ國境ヲ侵害セラルル如キ風説ヲ立テ又日本軍カ白露軍人ヲ援助シテ露國ノ國境ヲ侵スヘシ等ノ恐怖ヲ抱キ既ニ先般モ「リトヴィノフ」ヨリ本使ニ對シ種々申出テタルコトモアリトテ既報「リ」トノ會見談ノ内容ヲ話シ我方ニ於テ露國ニ對シ何等侵害ヲ爲スカ如キ意思無キコト右ハ露國ノ宣傳ニ外ナラサルコト又不侵略條約締結ノ希望アルカ如ク見ユルコト等々ヲ話シタル處

進セシメラレタク萬一商議カ渉ラサル場合或ハ満足ナル結果ヲ得サルニ於テハ大使ハ已ムヲ得ス之カ交渉措置開始セラルヘク右特ニ大使ヨリ「カラハン」ニ傳達方申付ケラレタリト述ヘタルニ「カズ」ハ稻石ノ交渉内容ニ付テハ承知セサルカ蘇側ニ於テハ日本利權事業ニ對シ何等妨害ヲ加フル意圖無キハ言明シ得ヘシト答ヘタルニ付天羽ハ右中央政府ノ方針ハ實ニ結構ナルモ地方官憲ノ行動ハ右ノ方針ニ背馳スルモノ鮮カラサル故ニ地方官憲ニ對シ中央官憲ノ意向徹底方措置セラレタリト述ヘタルニ「カズ」ハ地方官憲モ充分中央ノ意向ヲ体得シ居ル筈ナリト答ヘタリ

亞港「オハ」哈府ニ轉電セリ

279 昭和7年4月26日 在ジュネーヴ沢田連盟事務局長より
芳沢外務大臣宛(電報)

日ソ不可侵條約および軍縮問題などに関する

松平・スチムソン會談について

ジュネーヴ 4月26日前発
本省 4月26日後着

第四一二號(極秘)

「ス」ハ日本側ニ於テ右條約締結ヲ拒絕セラレタル爲露國側ハ日本側ノ眞意ヲ疑ヒ居ルモノニ非サヤト述ヘタルニ付本使ハ日露双方ニ於テ不侵略ノ意明カナル際又露國側ニ於テ果シテ條約尊重履行ノ誠意アルヤ否ヤモ篤ト確メサルヘカラサル狀態ニアル此際殊更右ノ如キ條約ヲ締結スルコトハ彼我政府ニ於テ之ヲ控ヘ居ルモノカト思ハルルモ今日迄之ニ應セサルコトハ露國ニ對シ侵略ノ意思ヲ有スルモノニ非スト説明シタル處

「ス」モ諒解シ次テ「ス」ハ日本カ滿洲ニ於テ條約上ノ利益ニ依リ必要利益ヲ得ラルルトモ右ニ對シテハ米國ニ於テ何モ云フヘキコトナキモ兵力使用ヲ以テ解決セントセラルルコトニ付テハ關心ヲ有ス米國今日ノ立場トシテハ大戰後平和維持ノ爲ニ結ハレタル各種ノ條約ヲ尊重シテ破壊セラレサル様スルコトニ重キヲ置キ居レリ然ルニ一兩日前ノ「シカゴトリビューン」ニ荒木陸相ノ演説トシテ傳ヘラルル處ニ依レハ日本ハ九ヶ國條約ノ適用ニ斷シテ反對スヘシト言明セリトノ報道モアリ自分ハ此ノ點ニ關シ頗ル心配シ居ル次第ナリト述ヘタルニ付本使ハ右新聞記事ハ本使ニ於テ未タ之ヲ見サルモ右ニ關シテハ何等ノ情報ニモ接シ居ラ

ス元來「シカゴトリビューン」ハ日本ニ對シテハ面白カラ
又記事ヲ掲ケルコト多キニ付或ハ何等カノ誤リアルニアラ
スヤトモ思ハルルカ此ノ點ハ直チニ確カムヘシト述ヘタル
處「ス」ハ同紙ノ反日的記事ニ付テハ自分モ充分ニ承知シ
居ルモ如何ニモ斯ノ如キコトカ新聞紙上ニ現ハルコトハ
一般ニ面白カラサル印象ヲ與フルコト多キヲ慮ルト述ヘタ
リ「トリビューン」ハ大陸版第一頁ニTokyo War Lord
desires World ナル大ナル見出しノ下ニ荒木陸相カ大阪國
本社大會ニ於テナサレタル演說中右ノ言辭アリタル旨ヲ報
道シ居リ果シテ右ノ如キ言辭アリタリヤ否ヤ至急御回報ヲ
請フ

次テ「ス」ハ十九人委員會ノ決議案ニ對スル日本ノ態度及
上海ニ於ケル模様等ニ就キ尋ネタルニ付本使ハ往電第四〇
五號「ウイルソン」ニ話シタルト同様ノコトヲ述ヘ又上海
ニ於ケル交渉ハ目下「ランブソン」カ南京ニ於テ支那政府
當局ト交渉ニ關シ話合中ナルニ付其結果ヲ日本側ニ於テモ
待チ居ル旨ヲ語リタル處「ス」ハ十九人委員會決議案十一
項ノ問題ニ付テハ日本軍ノ行動ヲ律スル如キ積リハナシ單
ニ「オブサーバー」トシテ「コンミッシオン」ヨリ其意

洲ニ關係アルコトナルヲ以テ米國トシテハ此ノ上指導的地
位ニ立チ又ハ強要「プレッス」又ハ「フォース」スルカ
如キコトハ爲ササル方針ナリ唯成ルヘク之ヲ成功ニ導ク様
援助ヲ爲ス積ナリ而シテ米國カ現在執リツツアル方針ハ二
アリ一ハ過日「ギブソン」ヨリ提出シタル侵略的武器ノ禁
止ニ關スルコトニシテ右ハ實ヲ言ヘハ佛國ノ立場ニ對シ寧
ロ有利ナルヘシト考ヘ提出シタルモノナリ歐洲大戰ノ時國
境ニアリタル堅固ナル要塞ハ獨逸ノ優秀ナル大砲ノ爲忽ニ
シテ陷落スルニ至リタルカ今日ニ於テハ「ベルサイユ」條
約ノ結果佛國ハ國境ニ要塞ヲ存置シ居ルモ獨逸ハ之ヲ有シ
居ラサルヲ以テ若シ米國提案ノ如ク侵略的武器ヲ禁止スル
ニ於テハ佛國ハ國境ヲ守ル上ニ於テ大ナル「セキユリテ
イ」ヲ得ルコトトナルヘシト思考シタルモ却テ佛國側ニ於
テ誤解ト昂奮トヲ起シ之カ爲自分當地著以來之カ鎮靜ニ努
メタル次第ナリ他ノ點ハ「ギブソン」ヨリ題目ノミ會議ニ
通知シ居リ今後ノ機會ニ於テ説明ヲ爲ス筈ナルカ右ハ國內
ニ必要ナル兵力ト國防ニ必要ナル兵力トヲ分クル案ニシテ
此點ハ突然會議ニ提出スルニ於テハ又復誤解ヲ招ク虞アル
ニ付佛國側ニ充分説明セシメ置キタリ貴大使ニモ「ギ」ヨ

見ヲ報告スル如キ意味ニシテ且「ジョンソン」ノ報告等ヲ
見ルモ成ルヘク大事ヲ執リツツ控目ニ判斷シ居ル様子ニ付
彼等ニ上海ノ事態平靜ニ歸シ日本居留民ノ生命財産ニ危險
ノ虞ナキ狀態ニナリタリヤ否ヤニ關シ意見ヲ發表セシムル
モ決シテ行キ過キルコトナシト思ハルル旨述ヘタルニ付本
使ハ目下我方ニ於テハ本省ノ訓令ヲ待チ居ル次第ナリト述
ヘ置キタリ

尙「ス」ハ上海ニ於ケル交渉停頓ノ他ノ原因タル蘇州河以
南等ノ支那軍不侵入區域ニ就テハ上海ニ於ケル他國公使ハ
何レモ日本側ノ要求過大ナリトノ點ニ一致シ居ルコト「ジ
ョンソン」ヨリ報告アリタリト述ヘタルニ付本使ハ重ネテ
「ウイルソン」ニ説明シタル處ヲ說(明)シ置キタリ

次テ軍縮問題ニ移リ本使ハ今同長官自身當地ニ出張セラレ
タルニ付テハ軍縮問題ニ付米國側ヨリ徹底的ノ提案アルヤ
等ノ噂モアル處其真相如何ト尋ネタル處「ス」ハ米國ハ過
去數年間ニ於テ自國ノ陸軍ヲ國內必要ノ程度ニ縮小シ海軍
ニ付テハ華府及倫敦兩會議ニ於テ關係國ト條約ヲ締結シタ
ル次第ニテ米國ヨリ進ンテ歐洲ノ空中爆撃ヲ爲ス筈モ無ク
又米國カ歐洲ヨリ爆撃セララルル虞無シ從テ今會議ハ專ラ歐

リ豫メ説明セシムルコトトスヘキモ右ハ大体斯々ノ趣旨ナ
リトテ一應説明ヲ爲シタリ(何レ會議ニ提出セラルヘキニ
付玆ニ省略)

尙「ス」ハ目下ノ處今週末曜日當地出發伊國ニ向ヒ夫ヨリ
歸國ノ途ニ就クヘキ積ナル旨申シ居リタリ
在歐米各大使(土ヲ除ク)ヘ轉電セリ
大臣ヨリ支ヘ轉電アリタシ

280 昭和7年5月16日 在ソ連邦広田大使より
芳沢外務大臣宛(電報)

日ソ不可侵條約締結の必要を説くイズヴェスチ
ヤ外交主筆カール・ラデックの論說について

モスクワ 省 5月16日前着

第三一九號

十五日ノ「イズヴェスチヤ」ハ其外交主筆「カール、ラー
デック」ノ日蘇關係ニ關スル論說ヲ掲ケタルカ其要旨左ノ
如シ

田中大使ノ「インタヴイユウ」ハ多クノ點ヨリ注意ニ値ス

同大使ハ滿洲ニハ尙増兵ノ必要アリトノ意見ナルカ右ハ土肥原將軍カ滿洲ノ事態安定スル迄ハ少クトモ十年ヲ要スト云ヒタルト同様日本ノ某方面ニ於テハ滿洲ノ征服カ爾ク容易ナラサルコトヲ自覺シ來レルコトヲ證スト同時ニ蘇聯邦ニ對スル關係ニ於テモ其ノ考ヘ方ヲ新ニシ來レルコトヲ示スモノナリ田中氏ノ對露意見ハ極メテ穩當ナルモ日本ヲ支配シ居ル方面カ之ト同意見ニ成リタリト云フ能ハス田中氏ノ「インタヴィユ」ニ關聯シ新聞紙上幾多賢明ナル意見ヲ發表シタルモノアルモ之ト同時ニ公ノ方面ノ「インスパイヤー」ヲ受ケ事態ヲ正解セサル論說ノ掲ケラレタルヲ見ル日蘇兩國ハ既ニ「ケログ」條約ヲ締結シ居ル以上不侵略條約ヲ締結スル必要ナシト云フモノアルモ支那ハ「ケログ」條約ニ參加シ居ルニ拘ハラズ全世界ヲ不安ニ驅ラシメ居ル紛爭發生シタルニアラスヤ日本ハ果シテ極東ニ於ケル事態ノ紛糾セル今日蘇聯邦トノ關係ニ於テ有ラユル係争問題ヲ平和的手段ニ依リテ解決スル具體的義務ヲ負フノ意思アリヤ今ヤ報知ノ如キハ先ツ漁業ニ關スル係争問題ヲ解決シ然ル後政治問題ノ解決ニ入ルヘキナリト云フモ地ノ中テ魚ヲ捕ヘントスルニアラスンハ不侵略條約ノ締結カ漁業間

日本政府ハ滿洲及上海ニ於ケル行動ヲ以テ支那カ條約ヲ尊重セサル結果ナリト説明ス斯ノ如ク日本ハ自分ニ都合良キトキハ條約ヲ以テ單ナル紙片ト認メサルニ非ラスヤ日本新聞紙上ニ於ケル討論ハ日本ニ於テ一種ノ覺醒萌シ日蘇間紛争ノ原因ヲ除カントスル方法カ *puntos* セラレツツアリトノ印象ヲ與フ右ハ果シテ外交方面ノミノ氣持ナリヤ之ニ對スル軍部ノ考ヘ等ハ不明ナルモ之ノ注意ニ値シ且歡迎スヘキコトナリ日蘇關係ノ紛糾ヲ除ク爲ニハ相互ノ理解ヲ齎ラシ總ユル係争問題ノ平和的解決ヲ容易ニスル不侵略條約ヲ締結スルコト必要ニシテ其時機夙ニ到來シ居レリ

歐米各大使、聯盟ニ郵送セリ

281 昭和7年7月14日

有田外務次官より
潮(憲之輔)内務次官
河田拓務次官 宛

極東におけるソ連側の対日態度について

機密合第二一一五號

昭和七年七月十四日

有田次官

題ノ解決ニ何ノ支障アリヤ斯ル條約ヲ結ンテ平和ノ雰囲気ヲ醸成シテコソ兩國間ニ起ルコトアルヘキ有ラユル紛争ノ解決容易トナルモノナリ又報知ハ「ソビエト」軍隊ノ國境集中ノ問題ハ若シ蘇聯邦ニシテ極東ニ送レル軍隊ヲ引揚クレハ容易ニ解決スル問題ニシテ日蘇間ノ

重要政治問題トハナラスト云ヘルカ之的外レノ議論ニシテ問題ノ根本ハ日本軍隊カ滿洲ニ侵入シ蘇聯國境ニ移動シ東支ニ於ケル蘇聯ノ經濟上ノ利益ヲ尊重セサルコト及白黨カ日本軍ノ保護ノ下ニ東支ニ對シ絶エス損害ヲ與ヘ蘇聯邦トノ紛争ヲ挑發セントスルニアリ且日本政府ハ今ニ不侵略條約ニ關スル蘇政府ノ提議ニ對シ回答ヲ與ヘサルナリ之等ノ點コソ問題ニスヘキナレ蘇聯領土内ニ於ケル蘇軍ノ移動ノ如キハ問題トスヘキ筋合ニアラス日本外務省カ日蘇間ノ友好關係ヲ維持スルコトヲ必要トシ兩國間殊ニ北滿ノ事態ニ關聯シ誤解アルヲ遺憾トシ可成ク速ニ此ノ誤解ヲ除キ一層良好ナル關係ヲ設定スルヲ希望スル旨ノ新聞報道ハ之ヲ歡迎スヘキモ日本外務省カ前記ノ如キ良好ナル關係カ單ナル文書ノ交渉ニ依リテ達シ得ヘシトナスハ當ララスト云ヘル旨ノ新聞報道ニシテ若シ事實ナリトセハ之レ誤レル意見ナリ

潮 内務次官

河田拓務次官

「ソ」側ノ對日態度ニ關スル件

累次及通報置タル通最近極東殊ニ浦潮ニ於ケル「ソ」側官憲ノ日本人ニ對スル態度(一)兎角圓滿ヲ缺キ居ルヤニ認メラレタルヲ以テ曩ニ在露廣田公使(大)ニ對シ「ソ」側官憲ニ於テ(一)在浦潮日本人小學校村松訓導ニ對スル露貨賣買ノ嫌疑ニ依ル強制出國要求(二)日本人及朝鮮人所持新旅券ノ受付拒絶(三)二三本邦人ニ對スル居住券更新拒絶(四)樺太利權ニ對スル壓迫的態度(五)浦潮居住邦人ニ對スル昨年度稅額カ其前年度ノ二倍乃至十倍トナレルノ事實及(六)漁業ノ手續ニ於テモ漁區ノ名義書換手續ヲ澁リ居ルトノ事實等ニ對シ之カ急速調整方訓令シ置キタル處今般同大使ヨリ天羽參事官ヲシテ交渉セシメタル結果「ソ」側外務部ハ(一)ニ付テハ浦潮「ゲ、ベ、ウ」ノ處分取消ニ依リ満足ニ解決シ(二)及(三)ニ付テハ從來地方官憲ト在留日本人トノ間ニ誤解アリタルヤモ計ラレサルカ只今ノ處問題トナリ居ルモノ無キ趣ナルコト尤モ朝鮮人中ニハ「ソ」聯邦ニ歸化シ居ルモノアル筈ニ付「ソ」聯邦邦人トシテ取扱ハルルハ勿論ナリト述ヘ(四)ニ付テハ從來

問題トナレルハ主トシテ勞働ニ關スル問題ナル處團體契約ハ既ニ締結セラレ勞働監督ニ對スル日本側ノ苦情モ解決セラレ居リ(五)ニ付テハ財務當局ヨリ浦潮當局ニ再審議方訓令シ置キタル旨及(六)ニ付テハ目下照會中ナル旨述ヘタルヲ以テ天羽參事官ハ村松ニ關スル以外何等報告ニ接セサルカ一應最近ノ事情取調フヘキ旨答ヘ置キタル趣報告ノ次第アリタルニ付右何等御參考迄申進ス

282 昭和7年7月29日 在ソ連邦広田大使より
内田外務大臣宛

日ソ間諸懸案解決促進のためソ連側に懸案リ
スト提出について

機公第二八六號 (接受日不明)

昭和七年七月二十九日

在ソヴィエト聯邦

特命全權大使 廣田 弘毅
外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日「ソ」間諸懸案解決促進ニ關スル件

「ソ」側ニ於テハ從來當館ヨリ發送シタル公文ニ對シ相當

日時ヲ經過セルニ拘ラズ未タ回答セサルモノアリ又一旦回答シタルモ再度ノ照會ニ對シテ回答ヲ寄越サザルモノアリ日「ソ」間ニ相當多數ノ懸案ヲ有スルガ此際諸懸案ヲ一掃解決ニ努ムルコトハ兩國ノ關係上好マシキ次第ナルニ付七月七日天羽參事官「カズロフスキイ」極東部長ニ會見七月九日附機密公第二五五號北辰丸事件ニ關スル督促ヲ爲シタル機會ニ於テ同官ヲシテ「カズ」部長ニ對シ本使ノ意嚮トシテ從來日本大使館ヨリ「ソ」聯政府ニ宛テ發送シタル公文ニ對シテハ未ダ「ソ」側ノ回答無キモノアリ又他ニモ問題ノ結末付キ居ラサルモノアリテ多數ノ懸案残り居ルハ遺憾ナルガ今ヤ漁業安定問題ニ付テハ殆ンド商議纏ラントシ爾餘ノ漁業問題ニ關シテモ懸案一掃ノ勢ニテ折角商議ヲ進行シツアル事態ニ鑑ミ此際日「ソ」間懸案ノ全部ヲ一掃スルコトハ兩國ノ關係ニ甚タ良好ナル影響ヲ及ホスヘキカト思考ス就テハ從來日本側ヨリ「ソ」側ニ對シ公文ヲ以テ申入レタル問題ニシテ今尙回答ヲ得ズ未解決ノ儘ニアルモノヲ一括表ニ作成シ近日中貴方ニ送付スベキニ付此際「ソ」側ニ於テ至急措置セラレンコトヲ希望ス「ソ」側ヨリ日本側ニ全様申出ノ次第アラハ申出デラレタシトノ趣旨

ヲ述ベシメタルニ「カズ」部長ハ同感ノ意ヲ表シタリ右會談ニ刺戟セラレタル爲カ其後「ソ」側ニ於テハ

一、太平洋漁業規則ニ關スル件

二、漁區貸付條件修正提議ニ關スル件

三、漁區契約記載以外ノ魚類ニ對スル課金ニ關スル件

四、各種漁業團體ノ無競賣漁區經營ニ關スル件

五、利權企業ニ對スル文化住宅稅賦課撤廢ニ關スル件

六、外交官及領事官任命ノ場合ニ於ケル通知及査證等ノ手續ニ關スル件

七、「オハ」當地間電報ノ故障ニ關スル件

八、「ソ」聯邦港灣ニ入港スル外國軍艦ニ關スル規則ノ件

九、「ソ」聯邦領海内ニ於ケル日本船舶ニ無線電信使用(モトメ)許可方ニ關スル件

十、通過邦人「ソ」聯邦出國ノ際國境ニ殘置セル貨幣返還方ニ關スル件

等續々未回答公文ニ對スル回答ヲ寄越シタルガ二十七日天羽參事官「カズ」部長ニ會談ノ際「ソ」側ニ於テハ近來勉強セラレ續々當館公文ノ回答ヲ寄越サレタルハ多トスル處ナルガ尙將來モ相互懸案ノ解決ニ努ムルコトニ致シ度キニ

付近日中前回申入レタル趣旨ニ依リ「リスト」ヲ作成スベキ旨告ゲ二十九日別紙寫ノ通り發送シ置キタリ右報告ス

(別紙)

第一二六號

口 上 書

日本大使館ハ天羽參事官及「カズロフスキイ」極東部長ノ打合ニ基キ大使館發外務部宛公文ニシテ同部ヨリ回答ヲ期待スルモノノ中主ナルモノノ「リスト」別紙ノ通外務人民委員部ニ送付スルノ光榮ヲ有ス尙右「リスト」漸次追加セラルルコトアルヘキニ付右申添フ

一九三二年七月二十九日

日本大使館

外務人民委員部宛

外務部ヨリ回答未了ノ當館發同部宛公文調

甲、漁業問題

- (一)「ソ」聯邦蟹工船ノ自國領海内漁業ニ關スル件
一九二九年一月十九日第七號 大使館口上書
- (二)國營ノ不落漁區無協議經營ニ關スル件
一九三〇年七月五日附第一三五號 大使館書翰
同 年七月二十一日附 370 1706 號 カラハン 同答
- 同 年七月二十二日附第一五七號 大使館書翰
- (三)「アソ」ノ北樺太東西海岸諸漁區(ウアンダ及モヒヤ以外ノモノ)ニ關スル件
一九三一年十一月二十四日附第二〇〇號 大使館口上書
- (四)「ウアンダ」及「モヒヤ」鯨漁區及鯨漁區ノ鮭鱒漁獲高ニ關スル件
一九三二年三月十日附第一九號 大使館口上書
- (五)罐詰工場漁區特別契約締結希望日本人推薦ノ件
一九三二年三月十二日附第二四號 大使館口上書
- (六)國營留保漁區ニシテ不經營ノモノニ關スル件
一九三二年三月十五日附第二三號 大使館口上書
- (七)鯨漁區第二二三號ノ留保ニ關スル件
- 一九三〇年六月二十五日附第一一六號 大使館口上書
(督促)
一九三二年七月八日附第一一四號 同上 (督促)
- (三)「ソ」官憲ノ獨航路第二、三國丸拿捕及船頭射殺ニ關スル件
一九三〇年八月二十九日附第一八五號 大使館口上書
- (四)「ソ」官憲ノ押收セル長門丸附屬川崎船發動機返還方ニ關スル件
一九三一年二月三日附第一二號 大使館口上書
一九三一年五月二十三日附第三〇—二B 號 外務部同答
- 同 年八月十四日附第一三〇號 大使館口上書
- (五)「ウベコ」官吏ノ發砲ニ依ル元山丸大夫ノ負傷ニ關スル件
一九三二年六月二十四日附第九八號 大使館口上書
- 丙、各種問題
- (一)「コマンドルスキイ」群島貴重獸資料送附方ニ關スル件
一九三〇年三月十八日第五三號 大使館口上書

- 一九三二年四月十二日附第四四號 大使館口上書
- (ハ)漁獲高算定ニ當リ空罐算入ノ件
一九三二年六月五日附第八二號 大使館口上書
同 年六月十七日附第九二號 同上
- 乙、船舶及乗組員關係問題
- (一)「ソ」側警備兵ノ東都丸救助ニ向ヘル日東丸船員射殺ニ關スル件
一九二七年十二月八日第一四七號 大使館口上書
一九二八年四月二十日附第一〇〇/〇〇號 外務部同答
一九二九年一月十六日附第六號 大使館口上書
一九三〇年二月二十一日附第三四號 同上 (督促)
- 同 年六月二十五日附第一一六號 同上 (督促)
- (二)「ソ」官憲ノ北辰丸乗組邦人射殺ニ關スル件
一九二九年七月四日附第一〇五號 大使館口上書
同 年八月七日附第二〇〇/〇四二號 外務部同答
同 年八月十日附第一二八號 大使館口上書
同 年八月十九日附第一三四號 同上
同年十月八日附第二B 〇 四二號 外務部同答
一九三〇年二月二十八日附第四二號 大使館口上書
- 一九三〇年十月十七日第二二五號 同上
- (二)矢野博士ニ對スル稅關吏ノ非禮ニ關スル件
一九三一年一月八日附第一號 大使館口上書
同 年一月二十五日附第二B 〇 三〇號 外務部同答
- 同 年一月三十一日附第九號 大使館口上書
- (三)長田三平ノ手荷物搜索及損害賠償ニ關スル件
一九三一年四月二十五日附第四五號 大使館口上書
- (四)電報ノ送達故障及脱漏ニ關スル件
一九三一年五月二日附第五四號 大使館口上書
同 年五月八日附第六〇號 同上
- (五)公信開披事件ニ關スル件
一九三一年十月一日附第一六五號 大使館口上書
一九三一年十月十六日附第一七五號 大使館口上書
- (六)張時讀拘禁狀況問合ノ件
一九三一年十月十九日附第一七六號 大使館口上書
- (七)「ダンボフスク」産黑薄荷地下莖ニ關スル件
一九三二年三月三十日附第三七號 大使館口上書
- (八)膺胸獸標識ニ關スル件

- 一九三二年三月三十日附第三八號 大使館口上書
 (ハ)成田官補寫眞撮影ニ關スル民警ノ態度ニ關スル件
 一九三二年五月十日附第六三號 大使館口上書
 (イ)浦潮民留民ニ對スル課税問題ニ關スル件
 一九三二年六月二十一日附第九六號 大使館口上書
 (ロ)生鳥獸輸出入取締法規蒐集依頼ノ件
 一九三二年七月七日附第一〇四號 大使館口上書

編 注 別紙リストのロシア語訳については省略した。

283 昭和7年9月17日 在ソ連邦広田大使より
 内田外務大臣宛(電報)

松方幸次郎のソ連産石油買取り交渉は円満に
 完了したとのカラハンの談話について

モスクワ 9月17日後発
 本省 9月21日後着

第五三〇號

十五日會見ノ際「カラハン」ハ松方ノ蘇聯石油買取ニ關スル交渉ハ圓滿結了シタル模様ナリト述ベタルニ依リ本官ハ

イク、タイムス」特電ハ目下訪露中ノ佛國議會石油委員長「チャールス・バロン」ハ石油ハ佛露ノ政治經濟關係復活ノ鍵ナリト述ヘ露國新聞ニ特筆大書セラルト報シ何レモ相當注意ヲ惹キ居レリ尙先段「メロン」系會社ニ屬スル「アルミニウム、カンパニー、オブ、カナダ」ト露國政府トノ間ニ成立セル「アルミニウム」石油交換契約ハ着々實現セラレ十八日「モントリオール」發A Pニ依レハ「アルミニウム」一百萬弗ノ對價トシテ九千噸ノ原油「モントリオール」ニ輸送陸揚セラレタル趣ナリ
 露、加、佛ヘ轉電セリ

285 昭和7年9月20日 在ハルビン長岡總領事代理より
 内田外務大臣宛

北滿におけるソ連石油の進出について
 普通第七六一號 (9月28日接受)

昭和七年九月二十日

在哈爾賓

總領事代理 長岡 半六(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

自分モ外交部ヨリ同様ノ話ヲ聞キタルカ右ハ兩國ノ爲喜フヘキ事ナリ北樺太石油利權會社ハ如何ト尋ネタルニ「カ」ハ自分ノ承知スル處ニテ稻石代表ヨリ本社ニ請訓指令ヲ待チ居ル狀態ナリトノ事ナリ專買權ハ松方稻石ノ孰レニモ與ヘス松方ノ方ニハ「ガソリン」稻石ノ方ニハ原油ヲ賣ル考ナルカ稻石ノ方ハ會社モ大キク注文モ大ニテ取引トシテハ松方ノ方ヨリモ重要ナリト語レリ

284 昭和7年9月19日 在米國加藤臨時代理大使より
 内田外務大臣宛(電報)

ソ連産石油の海外進出状況に関する米國紙報道振りについて

ワシントン 9月19日後発
 本省 9月20日後着

第四八八號

十八日伯林發UPハ日本海軍ニ於テハ其ノ燃料ヲ米國ニ仰クノ必要無カラシムル爲露國トノ間ニ石油ノ大量輸入契約ヲ締結セントシツツアリ之ト同時ニ露佛ノ間ニ大量ノ露國産油輸出契約成立セリト報シ又十八日莫斯科發「ニューヨ

北滿ニ於ケル蘇聯石油ノ進出ニ關スル件

本年二月皇軍入城以來當地ニ於ケル自動車數ハ漸次増加シテ現時ニ於テハ當時ノ約三倍ニ増加シ其大部分ハ貨物自動車ニシテ其「ベンゼン」消費量ハ從來ノ五倍ニ達セリト稱セラルル處蘇聯石油ハ其ノ品質上「タクシー」其他輕自動車用ニ適セス從來「バス」「トラツク」ニノミ使用セラレ居ル關係上斯ノ如キ貨物自動車ノ激増ハ蘇聯石油ノ販賣ニ幸シタルモノトシテ當地ニ於ケル「ネフチ、シンデカー」ハ大量ノ石油ヲ輸入シ大々的躍進ヲ期待シ居ルモノノ如シ

蓋シ今春以來蘇聯ノ代表機關タル「ネフチ、シンデカー」トハ大連ヲ中心トシテ南滿ニ於テ石油ノ「ダンピング」ニ依ル販路擴張ニ努力シ盛ニ日米英諸國ノ石油ニ壓迫ヲ加ヘタル爲メ奉天ニ於ケル英米石油商ハ此レカ對策トシテ價格ノ協定ヲナシ且ツ掛賣制ヲ採用スル等専ラ防禦ニ努メツツアル次第ナルカ當地ニ於テモ南滿同様同「シンデカー」トノ躍進ヲ豫想シテ「スタンダード、オイル」竝「ワクーム、オイル」兩會社ハ九月ニ入ルヤ「ソコニ、ワクーム、オイル、コボレーシヨン」ヲ構成シ共同戰線ヲ張ルコ

トトナリ北滿ニ於ケル石油販賣戰ハ一層激甚ナル競争ヲ惹起スルモノト期待サレツツアリ
右御參考迄報告ス
本信寫送付先

在上海商務參事官

286 昭和7年9月25日 在ソ連邦広田大使より
内田外務大臣宛(電報)

ソ連産ガソリンの対日輸出契約成立に関する
新聞報道について

モスクワ 9月25日前発
本省 9月27日後着

第五四四號

蘇聯邦産「ガソリン」日本輸出ニ關スル松方氏對「ソユーズネフテ」「エキスポート」ノ契約ハ廿四日無事調印ヲ了シ同日直ニ外務部ヨリ外國新聞記者ニ調印ノ旨發表セラレタルカ廿五日ノ當地新聞ハ今回ノ契約ニ依リ明年以降五年ノ間著シキ數量ノ蘇聯邦「ガソリン」ヲ日本ニ輸出スルコトトナリタルカ斯ル對日大取引ハ今回カ初メテナル旨並蘇

側契約當事者及松方氏ノ「インタービュー」ヲ特報シ一般ノ注意ヲ惹ケリ尙同日ノ新聞ハ一行滯在中外國貿易人民委員會「ローゼンゴルツ」及「カラハン」等蘇政府要路ニ引見セラレタルコト、廿四日出發ニ際シテハ蘇側並ニ本使以下館員ノ盛ナル見送りヲ受ケタルコト等特報シ居レリ

287 昭和7年9月26日 在ソ連邦天羽臨時代理大使より
内田外務大臣宛(電報)

対日石油契約成立に関するソ連側報道の背景について

モスクワ 9月26日後発
本省 9月28日後着

第五四五號

往電第五四四號ニ關シ

曩ニ漁業取極ニ依リ著ルシク緩和セラレタル蘇側ノ對日空氣ハ今回ノ石油賣買契約成立ノ發表ニ依リ更ニ緩和セラレタル氣味アル際蘇側ニ於テ右石油契約ヲ特ニ大袈裟ニ報道シ居ルハ勿論對日感情ノ融和ニ資セントスルモノナルヘキモ他面

一、本年六月紐育石油會議決裂シ蘇側ハ英米石油協調ノ外

ニ立ツコトトナリタル結果其後蘇側新聞ハ蘇聯邦内「ウラル」其他諸地方ニ於ケル新油田ノ發見ヲ連載シ他方九月十二日ノ新聞ハ「蘇聯石油ノ大勝利」ト題シテ八月八日巴里ニ於テ蘇聯石油「シンジケート」ト「ペトロフィシナ、フランセーズ」會社トノ間ニ二百(脱)油賣込ノ契約成立シタル旨(佛國代理大使ハ右ノ外巴里ニ於テ佛國海軍ト蘇側トノ間ニ佛國側ハ年額約二億法ノ蘇聯石油ヲ購入スヘク右取引ハ毎年更メテ取極ラルヘキ旨ノ契約成立シタル由聞込タリト話シタルコトアリ)ヲ報道スル等英米石油ノ對抗策ニ腐心シ居ルコト

二、米國其他ノ新聞ニハ今回ノ商談ニ關聯シテ日本海軍ハ米國石油ヨリ獨立センカ爲ニ蘇聯石油ノ大量購入ヲ計劃シツツアリト報道ヲ傳ヘ又「スクリツプ、ハワード」系諸新聞ノ如キハ之ヲ米國ノ蘇聯承認運動ニ利用シ居ル等米國ノ對日輿論ヲ刺戟シ又ハ米國ノ蘇聯承認ヲ促進スルニ都合良キ報道カ流布セラルルコト等ヲモ考慮ニ入レタル爲ナルヘシ尙當地英佛伊代理大使米國通信及特派員等ヨリ右商談ニ關スル問合アリタルニ對シ日本海軍又ハ

政府ト關係ナキ旨答ヘ置キタリ

英、米、佛ニ轉電セリ

288 昭和7年9月26日 在ソ連邦広田大使より
内田外務大臣宛

ソ連の石油政策に関する報告

公第三五八號 (10月24日接受)

昭和七年九月二十六日

在「ソウイエト」聯邦

特命全權大使 廣田 弘毅〔印〕

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

「ソ」聯邦ノ石油政策ニ關スル件

(一)「ソ」聯邦ノ外國貿易上石油、木材、毛皮、穀物等ハ輸出品中ノ主要ナルモノナルカ其内穀物ハ一九三〇年ハ貿易上ノ均衡ヲ得ンカ爲ニ國民ノ生活上非常ナル不便ヲ與ヘ多大ノ困難ヲ忍ンテ輸出シタル結果一躍多額ノ増加ヲ見タルモ一九三一年ニハ聊カ逆轉シ今後ハ國民ノ需要狀況、國內生産狀況並ニ海外市場ノ狀況等ヲ考慮スレハ非常ナル増加ヲ見ルコト困難ナル可ク毛皮ハ世界の不況ノ

影響モアリタルモ主トシテ生産資源ノ枯渇ニ伴ヒ一九二九年以來其ノ輸出漸減シ又木材ハ國內ノ建築事業ノ増加ト運輸狀況ヨリ見ルモ將又世界ノ現情勢ニ鑑ミルモ其ノ輸出ニ付テハ現在以上ニ多クヲ期待スルコト能ハサル事情アルニ反シ獨リ石油ノミハ其ノ天然ノ富源ト技術的裝備比較的完備セルコトニヨリ生産額激増シツツアルヲ以テ其ノ輸出ニ付テモ無理少ナク漸次世界市場ニ進出シツツアリ從テ「ソ」聯邦當局カ對外貿易上最モ有利ナル地位ヲ占ムル石油ノ輸出ニ關シ無理ヲ忍ンデ迄モ一般的拘束ヲ受クルカ如キ國際協定ニ參加スルコトヲ欲セサルノ内情ハ過般開催セラレタル紐育石油會議ニ於ケル「ソ」聯代表ノ態度ヲ見ルモ明カナリ

(二)紐育ノ石油會議ニ就テハ「ソ」聯邦ノ諸新聞紙ハ何レモ沈黙シテ直接「ソ」聯邦ノ態度ヲ表明スルコトヲ避ケタルモ他方「イズヴェスチャ」、「ブラウダ」ヲ初メトシ其ノ他ノ諸新聞紙ハ同會議後連日ニ亘リ一齊ニ「ソ」聯邦諸地方ニ於ケル石油資源ノ新發見ヲ詳報セル記事ヲ掲載シ「ソ」聯邦ノ石油ノ生産ニ付テハ現在採掘中ノモノノミナラス現在及將來續々トシテ發見セラレツツアル新資

米國カ石油ノ生産ニ於テ世界第一タルノ事實ヲ瞬時モ忘ルルモノニアラス豫備的計算ニ依レハ本年上半期(一月乃至六月)ニ於ケル「ソ」聯邦ノ石油生産額ハ千百二十五萬屯ナルニ反シ米國ノ生産額ハ三千七百萬屯ニ達セルヲ以テ我等ハ「オフイシアル」ナル樂觀ヲ許容セサル様注意セサルヘカラス

石油資源ノ探查及研究事業ハ(一)舊地域ノ深層ノ研究(二)舊地域ニ於ケル新埋藏ノ探查及(三)新石油地域ノ發見ノ三部ニ分タサルヘカラス千九百三十三—一九三十七年間ニ於ケル「ソ」聯邦ノ石油生産額二億五千萬屯ハ主トシテ舊地域タル「アズネフチ」一億四千萬屯(五割五分)、「グローズ、ネフチ」六千三百萬屯(二割四分)、「メイ、ネフチ」二千五百萬屯(一割)等ニシテ第二次五年計畫ニ於ケル石油生産ノ九割ハ最モ重要ナル舊地域ノ石油カ枯渇セリト說ヲ打破スルモノナリ尙「アズ、ネフチ」地方ニ於テモ石油埋藏地域増加シ「メイ」及「エンバ」(第二次五年計畫ニ於テハ千萬屯ノ石油ヲ期待セラル)方面ニ於テモ其ノ研究ハ積極的結果ヲ示セルカ新發見ノモノ中特ニ重要ナルモノハ

源アリ今後其生産額ハ多大ノ増加ヲ爲シ得ヘシトノ趣旨ノ宣傳ヲ開始シタルカ八月十二日ノ「ザ、インダストリアザツイヤ」(重工業人民委員部機關紙)ハ論評ヲ掲載シ

石油ヲ廻ル爭鬭ハ石油ノ大埋藏地カ地表ノ數個所ニ過キサルカ爲ニ益々深刻トナリツツアリ世界ニ於ケル石油ノ支配者及其ノ一派カ絶ヘス石油資源ヲ増加シツツアル「ソ」聯邦ニ對シテ攻撃ヲ加フルコトハ驚クニ足ラス石油ノ「シンデケート」ハ對「ソ」干涉ニ付テハ常ニ顯著ナル役割ヲ演シ又演シツツアルカ彼等ハ其ノ失敗ヲ覆フニ「ソ」聯邦ニ於ケル石油ノ不斷ノ探查ハ舊油田ノ枯渇セルヨリ生スルモノナリト爲シツツアリ「ソ」聯邦ノ生産力ノ大發展ニ依リ礦物性及流動性燃料ノ必要ナルコトハ「ソ」聯邦ノ童子ト雖モ善ク知ル處ナリ第二次五年計畫ノ見積ニ依レハ千九百三十三年ニ初マリ千九百三十七年ニ終ル第二次五年計畫ニテハ「ソ」聯邦ハ少クトモ二億五千萬屯ニ上ル巨額ノ石油ヲ生産セサルヘカラス之レ埋藏石油ノ調査研究ニ格外ナル努力ヲナササルヘカラサル所以ナリ「ソ」聯邦ハ

「バキシリア」ニ於ケル石油ノ發見ナリ

石油資源ノ調査研究ノ結果ニヨレハ「ソ」聯邦ハ其ノ國民經濟ノ増加發展ニ必要ナル石油ノ埋藏量ヲ有スルコト明カトナレルカ右ハ又資本主義世界ニ對シ其ノ勢力ヲ倍加シテ競争ヲ繼續スヘキコトヲ可能ナラシムルコトヲ示スモノナリ「ソ」聯邦ノ石油工業ハ其ノ國民經濟部門中社會主義的改造開始前已ニ再裝備スルコトヲ得タルモノニシテ同工業ノ任務ハ其ノ生産及資源開發ノ調査研究ノ二方面ニアルモノナルカ故ニ其ノ生産増加ノ速度ヲ促進シ「プロレタリアート」獨裁國ノ勝利ニ對シ敵意ヲ懷クモノノ揣摩憶測ヲ打破セサルヘカラス云々

ト論述シ「ソ」聯邦ニ於ケル石油ノ生産及世界市場ニ對スル「ソ」聯邦ノ石油ノ進出ニ關スル態度ヲ表明セリ(三)前記ノ通「ソ」聯邦ハ其ノ豐富ナル石油資源ト或ル程度マテ採算ヲ無視シ得ル特異ノ經濟組織トヲ利用シテ英米石油ニ對抗シテ世界ノ石油市場ニ進出セントシ各方面ニ販路ノ擴張ヲ爲サントシツツアルカ九月十二日ノ「イズヴェスチャ」及其他ノ新聞ハ「ソ」聯邦石油ノ大勝利

ト題シテ八月八日巴里ニ於テ「サユーズ、ネフチ、エキ
スボルト」「ソ」聯邦石油合同輸出部」ノ代表者ト「ペ
トロフィンナ、フランセーズ」會社ト稱スル佛國ノ石油
及石油製品輸入者ノ団体トノ間ニ石油及石油製品ノ供給
契約締結セラレタリ契約期限ハ千九百三十七年八月三十
一日迄ニシテ契約數量ハ二百萬屯以上ニ達シ「サユー
ズ、ネフチ、エキスボルト」本部ハ舊契約ヲ承認シタル
旨ノ「タス」通信ヲ掲載シタリ他方九月十九日ノ「ブラ
ウダ」其他ノ新聞紙ハ目下「ソ」聯石油地方視察中ノ佛
國議會鑛業委員會代表「チャール、パロン」ノ石油ニ依
リ「ソ」佛ノ連繫ヲ計ルヘシトノ新聞記者會見談ヲ發表
シ著シク世上ノ注目ヲ惹ケリ右ハ前記「ソ」聯邦ノ石油
政策ノ一端ヲ示スモノナリト思考セラル

右報告ス

本信寫送付先 在佛國大使、米代理大使

289

昭和7年12月1日

林閣東庁警務局長より
有田外務次官
河田拓務次官
柴田内閣書記官長宛

社販賣員ハ奥地出張ニ身ノ危險ヲ慮リ出張ヲナサヌ處ヨリ
漸次前記二社ノ爲販路ヲ縮少サレツツアリト謂フカ之ニ對
シス社ニ於テモ目下對策考究中ニシテ此許四社ヲ繞ル販賣
混戦ハ相當注目サル

以上

290

昭和7年12月12日

在滿州國武藤大使より
内田外務大臣宛(電報)

對ソ關係改善のため直ちに滿ソ間に不可侵條約
を結ぶべきとの大橋滿州国外交次長の意見具申

新京 12月12日後発

本省 12月13日前着

第四〇七號(極秘)

大橋ヨリ有田次官へ

「ソ」聯ハ蘇炳文等ノ引渡ヲ拒絶シ居ル處右ハ聯盟調査團
ノ馬占山會見問題ニ關聯シ「ソ」側カ小職ニ對シ與ヘタル
反將ノ蘇領遁入ヲ防止スヘシトノ言質ニ背反シ且日滿對
「ソ」關係ニ暗影ヲ投スルモノナルニ付十三日哈爾濱ニ赴
キ「ソ」當局ノ注意ヲ喚起スル所存ナル處右「ソ」側ノ態

滿州における各国石油会社の進出状況について

關機高第一六八三八號

(12月5日接受)

昭和七年十二月一日

關東廳警務局長

拓務次官殿

内閣書記官長殿

外務次官殿

滿州石油界ノ狀況

今回ノ滿州事變ヲ楔機トシ滿洲國ノ建設ニ伴ヒ各種商取引
モ漸次旺盛ノ一途ヲ辿リ就中石油界ノ活躍ハ注目ニ値スル
モノアリ、從來滿洲ニ於ケル石油界ハスタンダード會社カ
一大勢力ヲ有シ他社ヲリードスルノ狀態ナリシカ過般來營
口ニ根據ヲ有スル亞細亞石油カ本社ヲ大連ニ移スト共ニ奉
天ニ支社ヲ新設シスタンダード會社ヲ目標ニ販賣單價ノ切
下ヲ斷行シ之ニ挑戦シソ聯ソユーズネフチハ孔雀印ヲ持テ
安價ヲ呼物ニ活躍ヲ持續シ今回更ニ新瀉縣ノ室田石油カ定
評アル蝙蝠印ヲ以テ進出シ滿洲ニ於ケル石油界ハソ聯側ト
室田ノ安價提供カ古イ地盤ヲ持ツスタンダードヲ壓迫スヘ
ク同社ノ販路タル奥地方面ニ猛烈ニ喰入りツツアル折柄同

291

昭和7年12月13日

内田外務大臣より
在本邦トロヤノフスキーソ連邦大使
宛

日ソ不可侵條約締結謝絶に關する日本政府口上書

付記一 昭和八年一月二日付在本邦トロヤノフスキー

ソ連邦大使より内田外務大臣宛

日本政府の不可侵條約謝絶を遺憾とするソ連

政府口上書

二 昭和八年二月十三日付内田外務大臣より在本

邦トロヤノフスキーソ連邦大使宛

我が方に無断でソ連側が日ソ不可侵條約交渉
経緯を發表したことに對し遺憾とする日本政

一九三二年十二月十三日在本邦「ソ」大使宛「ノ
ート」

日蘇兩國カ互ニ慎重ニ其ノ主權ヲ尊重シテ嚴ニ相互ノ國
境ヲ侵ササルヘキコトハ兩國間ノ基本協約ニ鑑ミルモ亦其
ノ締結以後現ハレタル総テノ事態ニ鑑ミルモ全ク明カナル
所ナリ。

然レトモ此ノ兩國ノ良好關係ヲ不侵略條約ナル形ニ形式
化スルニ付テノ適當ナル時期及方法ニ関シテハ幾多ノ意見
アリ得ヘシ。或者ハ兩國間ニ於ケル紛争ノ原因ヲ生セシム
ルコトアリ得ヘキ各種ノ問題ノ存在スル事實ニ鑑ミスル不
侵略協定ヲ先以テ締結シ以テ空氣ヲ淨化シ是等諸問題ノ解
決ヲ容易ナラシムルヲ好マシキ方途ナリト爲シ居ルモ他方
之ニ反対ヲ爲ス者ハ不侵略協定締結ノ如キ一般の問題ヲ考
量スルニ先立チ先以テ是等紛争ノ諸原因ヲ除去スルコトニ
努力セサルヘカラスト爲シ居レリ。

之ヲ要スルニ兩國政府間ニ關スル商議ヲ正式ニ開始スル
ノ時期ハ未ダ熟シ居ラサルモノノ如シ。從テ差當リテハ兩

諸問題ノ解決ヲ容易ナラシムルヲ好マシキ方途ナリ」ト爲
ス意見ノ存スルコトカ認メラレ居レリ此ノ論ハ「ソ」政府
ノ見解ヲ反映スルモノナルト共ニ不侵略條約締結方ニ對ス
ル同政府ノ提議ノ出發點タリシモノナリ。「ソヴィエト」
政府ハ此ノ見解カ日本ノ諸方面ニ於テ贊同セラレ居ルコト
ヲ認ムルヲ欣幸トス然レトモ日本政府ハ此ノ見解ニ與スル
ヲ得スト爲シ前記口上書ニ指示セラレタル「不侵略協定締
結ノ如キ一般の問題ヲ考量スルニ先立チ先以テ是等紛争ノ
諸原因ヲ除去スルコトニ努力セサルヘカラスト」トノ反対意
見ニ同セラレタルコトヲ指摘セサルヲ得サルヲ遺憾トス、
此ノ論ヲ漸次展開スルニ於テハ不侵略條約ノ觀念及紛争ノ
解決方法トシテノ戰爭ノ國際的拋棄ニ関スル「ケロッグ・
ブリアン・パクト」ニ含マルル觀念ヲ減却スル結果ニ必然
到ラサルヲ得ス、日本政府ハ不侵略協定ノ締結ハ何等紛争
ヲ有セザル國家間ニ於テノミ適當ナリトノ意見ナルコト明
ラカナリ然レトモ各國民間ニ於ケル現在ノ經濟的及政治的
相互依倚關係ヲ顧ミルトキハ斯ル事態ハ殊ニ多少トモ相隣
接セル國家間ニ於テ殆ンド存シ得ス又有り得ヘカラサル所
ナリ、而シテ現存ノ紛争ノ解決ハ決シテ將來ニ於ケル新ナ

國間ニ横タル諸問題ノ解決ニ努力スルコトトシ前記商議
ニ關シテハ今暫ク時期ヲ待チ時ヲシテ事態ヲ熟セシムルコ
トトスルヲ可ト信ス。尤モ此ノ間ニ於テ日「ソ」軍隊ノ接
触ニ依ル不時ノ出來事ヲ予防シ及之ヲ平和的且地方的ニ解
決スルニ付テノ最良ノ方法例ヘハ國境事件予防ノ爲メノ日
滿蘇委員會ノ如キモノヲ設クルコトニ関シ兩國政府カ協議
スルハ有益ナルヘシ。

(付記一)

一九三三年一月四日附在本邦「ソ」大使「ノート」
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ客年十二月十
三日附日本外務省ノ口上書ヲ了承セル處右ニ依レハ日本政
府ハ外務人民委員「リトヴィノフ」氏カ一九三一年十二月
三十一日莫斯科ニ於テ當時外務大臣ニ就任ノ爲東京ヘ帰還
ノ途ニ在リシ芳澤氏ニ提議シタル不侵略條約ノ締結ニ関シ
用意ヲ示シ居ラス

右口上書中ニハ日本ニ於テ「兩國間ニ於ケル紛争ノ原因
ヲ生セシムルコトアリ得ヘキ各種ノ問題ノ存在スル事實ニ
鑑ミスル不侵略協定ヲ先以テ締結シ以テ空氣ヲ淨化シ是等

ル紛争發生ノ不可能ヲ保障スルモノニアラサル處右ハ或ル
國家カ侵略ト其勢力範圍擴張ノ方向ニ於テ發展スル場合ニ
於テ殊ニ然ルナリ。

「ソヴィエト」聯邦ト不侵略條約ヲ締結シタル隣邦及遠
邦ハ斯ル行爲ニ依リ締約國間ニ紛争又ハ要求カ全ク存在セ
サルコトヲ認メントシタルモノニアラサルコトヲ指摘シ得
ヘシ特ニ最近「ソ」聯邦ハ係争ノ國境ヲ有シ且之ニ関シテ
ハ「ソ」聯邦カ充分根據アル領土の主張ヲ有スル隣國トノ
間ニ不侵略條約ヲ結フノ用意ヲ示セリ不侵略條約ノ意義竝
ニ「ケロッグ・ブリアン・パクト」ノ夫レハ諸國カ既存ノ
又ハ將來可能ノ紛争ヲ熟知スルモノヲ暴行又ハ力ニ依テ解
決スルコトヲ拒否スルニ在リ

「ソ」聯邦政府ハ兩國間ニ平和的方法ニ依リ解決スルコ
ト不可能ナルカ又ハ同政府カ右解決ヲ拒絕スルカ如キ紛争
ノ存在シ得ヘキコトヲ信セス是ヲ否定スルカ如キハ「ソ」
聯邦及ヒ日本カ共ニ調印國タル「ケロッグ・ブリアン・パ
クト」ニ反スヘシ。「ソヴィエト」政府カ不侵略條約ノ締
結ヲ提議シタルハ此ノ國際的文書ノ存在ヲ何等無視シタル
ニアラスシテ却テ之ヲ強固ニシ擴張シ且二國間ノ協定ノ方

法ニ依リ之ヲ兩國間関係ノ特殊性ニ適應セシムルコトニ努力シタルナリ。「ソヴィエト」政府ノ提議ハ刻下ニ対スル考量ニ促サレタルニアラスシテ同政府カ堅実ニ追求シツツアル一般の平和政策ヨリ発セル所ナリ從テ右提議ハ將來ニ對シテモ其効力ヲ保持スヘキモノナル処他面一國カ斯ル條約ヲ拒否スルハ果シテ係争問題及誤解ノ解決及融和ニ有益ナル空氣ノ醸成ニ資シ得ヘキヤニ付テハ疑カ許サルヘシ

「ソヴィエト」政府ハ上述口上書ニ含マレタル「日蘇兩國カ互ニ慎重ニ其ノ主權ヲ尊重シテ嚴ニ相互ノ國境ヲ侵ササルヘキコト」云々ノ声明ヲ了承スルヲ欣快トス「ソヴィエト」政府ハ此ノ確言ノ嚴守カ過去ニ於テ國境ニ於ケル事件ノ發生ヲ「ソヴィエト」聯邦國境附近ニ日本軍ノ一時駐屯中モ亦防止シタルカ如ク將來モ予防スヘキコトニ付確信ヲ表示セントス然レトモ「ソヴィエト」政府ハ國境事件予防ノ爲メノ日滿「ソ」委員會設置ニ関スル日本ノ提議ヲ「ソ」聯邦ト其隣接國即チ羅馬尼、波蘭等トノ間ニ同様ノ目的ノ爲メニ既ニ存スル委員會ノ例ニ倣ヒ研究及審議スルノ用意アリ

ニ日「ソ」間不侵略條約ノ締結ニ付テハ末タ商議ヲ正式ニ開始スル時期熟シ居ラサルモノノ如シ從テ差当リテハ兩國間ニ横ハル諸問題ノ解決ニ努力スルコトシ前記商議ニ關シテハ今暫ク時期ヲ待ツコトスルヲ可ト信ス」トノ一節ヲ熟読翫味スルコトヲ慫慂セラルヲ得ス

又「ソ」聯邦政府カ其ノ「ノート」中ニ於テ「現存ノ紛争ノ解決ハ決シテ將來ニ於ケル新ナル紛争發生ノ不可能ヲ保障スルモノニアラサル処右ハ或ル國カ侵略ト其ノ勢力範圍擴張ノ方向ニ發展スル場合ニ於テ殊ニ然リ」ト述ヘ居ルハ最モ帝國政府ノ注意ヲ惹キタル点ナルカ右ニ付テハ帝國政府ハ前顯「或ル國」ナル文字ハ日本ニ「リファア」スルモノニアラスト「ソ」聯邦大使ノ説明ヲ了承ス帝國カ常ニ國際正義ヲ念トシ武力的侵略ノ意圖ヲ包藏スルコトナキハ絮設ヲ要セサル所ナルヘク現ニ前記帝國政府ノ「ノート」ハ日「ソ」兩國カ互ニ其ノ主權ヲ尊重シ嚴ニ相互ノ國境ヲ何等侵ササルヘキコトハ兩國間ノ基本條約ニ鑑ミルモ將又其ノ締結以後ニ於ケル事實關係ニ鑑ミルモ明瞭ナリト声明シ居ルコトヲ指摘セサルヲ得ス

尙ニ附言セサルヲ得サルハ「ソ」聯邦政府カ本問題ニ

(付記二)

一九三三年二月十三日在本邦「ソ」大使「ノート」
「ソ」聯邦政府ニヨリテ提議セラレタル日「ソ」間不侵略條約問題ニ関シ客年十二月十三日帝國外務大臣カ「ソ」聯邦大使ニ手交シタル「ノート」ニ對スル「ソ」聯邦政府ノ回答トシテ本年一月四日同大使カ外務大臣ニ致シタル「ノート」ハ本件ニ関スル帝國政府ノ見解ヲ誤解シテ論議シ居ル点アルノミナラス兩國ノ親善關係ノ爲面白カラサル文言ヲ含ミ居ルニ依リ爾來外務次官ハ「ソ」聯邦大使トノ屢次ノ会谈ニ於テ其ノ点ヲ指摘シ「ソ」聯邦政府ノ考慮ヲ促ス所アリタルカ帝國政府ハ茲ニ改メテ右ニ関シ同政府ノ再考ヲ求メサルヲ得ス

「ソ」聯邦政府ハ右一月四日附「ノート」ニ於テ日本政府ノ本件ニ関シテ探レル「見解ハ之ヲ漸次展開スルニ於テハ不侵略條約及ビ不戰條約ノ觀念ヲ減却スル結果ニ必然到達セラルヲ得ス」トナシ又「日本政府ハ不侵略條約ノ締結ヲ以テ何等紛争ヲ有セサル國家間ニ於テノミ適當ナリトナス意見ナルコト明瞭ナリ」ト述ベタリ右ニ對シ帝國政府ハ客年十二月十三日附「ノート」中ニ開陳セル「之ヲ要スル

関スル交渉ノ経緯ヲ予メ帝國政府ノ同意ヲ得スシテ発表シタルコト之ナリ

帝國政府ハ外務次官カ「ソ」聯邦大使ニ述ベタル通リ本件発表ニ付テハ「ソ」政府カ之ヲ必要トセラルルニ於テハ主義上反對ヲ有セサリシモ其時期及方法ニ就キ兩國政府ノ間ニ未タ意見ノ一致ヲ見サリシニ不拘同政府カ突如之ヲ発表シタルハ國際慣例ニ反スル措置ニシテ帝國政府ノ大ニ意外トシ且了解ニ苦シム所ナリ

292 昭和7年12月14日 在南京上村(伸一)総領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

日ソ不可侵條約交渉の失敗は日本側の不誠意
によるとする中国紙の報道振りについて

南京 12月14日後発
本省 12月14日後着

第八一九號
往電第八一八號ニ關シ

十四日ノ中央日報ハ復交ノ經過ナル見出しノ下ニ大要左ノ如キ記事ヲ掲ケタリ

我政府カ一九三〇年莫德惠等ヲ露支問題商議ノ爲派遣セルモ双方ノ意見一致セス商議停頓ノ折柄本年六月六日政治會議ハ復交交渉ノ開始及不可侵條約締結方決議セルニ付中央ハ右決定ニ基キ秘密裡ニ進行シ種々ノ障礙ヲ避ケントセルカ不幸ニシテ右情報漏洩セリ殊ニ日本側ハ極力之ヲ破壊セントシ廣田大使ハ露支復交ヲ破壊セルノミナラス政府ニ對シ日露不可侵條約ノ締結方ヲ建議セリ玆ニ於テ日本政府ハ廣田大使ヲシテ屢「カラハン」ト交渉セシムル外松岡氏モ「カ」ト數回會見セルカ兩國ノ利害衝突甚タシク殊ニ日本側ニ全然誠意ナカリシ爲交渉ハ何等纏ル處ナカリキ一方羅外交部長ハ前記情報漏洩ニ伴フ論難ニ遭遇シ非常ニ憤慨シ就任以來經驗セル最大ノ打撃ナリト云ヘルカ引續キ顏惠慶ヲシテ「リトビノフ」ト折衝セシメ遂ニ意見ノ一致ヲ見タリ最近日本政府カ蘇炳文ノ引渡ヲ要求シ「カラハン」ニ峻拒セラレタルハ中立ヲ嚴守セル蘇聯政府當然ノ表示ナルカ同時ニ支那ニ對スル了解充分ニシテ全ク善意的作用ナリ云々

尙十四日ノ中央日報ハ社説ニ於テ日支親善ノ云フヘキモノナキ此ノ際日露兩大國間ニ介在スル支那カ露國ト和シ日本エスチャ」ハ前者ニ關聯シ大要左ノ如キ評論ヲ試ミタリ日本外務省代表者ハ米國通信員トノ會談ニ於テ蘇支外交關係恢復ノ日本ニ與フル恐怖ヲ誇張シ之ヲ以テ日本ニ取り好マシカラサル事實ナリトカ又ハ日本ニ脅威ナリト見做シ他方支那ニ對シテハ支那ハ大ナル過誤ヲ敢テスルモノ乃至蘇聯ノ手中ニ自ラ陷ルモノナリト爲シ日本外交官特有ノ自制及冷靜ヲ失ヒタリ露支兩國ノ外交關係恢復ハ平和ヲ確保スル所以ナルニ拘ハラス右外務省代表ハ甚シク亢奮シ居レリ支那カ日本ト外交關係ヲ保ツハ良キ事ニシテ正當且普通ナルモ支那カ蘇聯ト同様ノ關係ニ在ルコトハ惡シク、過誤ニシテ且支那自ラ蘇聯ノ手中ニ陷ルモノナリトハ何故ナリヤ思フニ此ノ種恐怖及脅威ニ關スル一部日本新聞ノ強硬カ日

ノ壓迫ヲ減少シ或ハ更ニ露國ト提携シ日本ヲ牽制スルコトハ已ムヲ得ストノ意味ヲ述ヘ又新京日報ハ復交後更ニ不可侵條約及通商條約ヲ締結センカ支那側ニ取り政治經濟上有利ナル丈ケ日本ノ爲ニハ不利ニシテ支那ハ之カ爲東三省ヲ回復シ得サル迄モ鮮クトモ其ノ一助トナリ日本側ハ多少ナリトモ其ノ野心ヲ去ルヘシト論評セリ

冒頭往電ノ通轉電セリ

293 昭和7年12月14日 在ソ連邦天羽臨時代理大使より
内田外務大臣宛(電報)

中ソ国交回復後もソ連は日本および滿州国と
不可侵條約を結ぶ用意があるとのイズヴェス
チャの報道について

モスクワ 12月14日後発
本省 12月16日後着

第九四一號

⁽¹⁾十四日諸新聞ハ目貫キノ場所ニ蘇支外交關係恢復ニ對スル各國ノ反響ヲ報道シ我國ニ於ケル影響ニ付テハ十三日東京發「タス」トシテ外務省代表ノ談話ヲ掲ケタルカ「イズウ

本官吏ノ或者ニ影響シ始メタルモノナル可シ又日本外務省代表ノ所言中蘇支外交關係恢復カ日蘇不侵略條約締結ノ機會ヲ著シク減少スト爲セルニハ驚歎セサルヲ得ス蓋シ右代表ノ推論ハ蘇聯ノ不侵略條約締結提議ヲ拒否スル爲他ニ何等カノ口實ヲ求メントシテ爲セルモノナラスヤトノ疑問ヲ生ス可ケレハナリ

⁽²⁾蘇聯ハ現在ニ於テモ日本及滿洲國ト不侵略條約ヲ締結スル用意有リ果シテ日本カ右外務省代表ノ聲明ノ如クニ蘇支關係恢復問題ヲ評價シ居タリトセハ蘇聯ト不侵略條約ヲ締結シ以テ各種疑惑ヲ一掃スルニハ如カサル可シ云々

滿、米、壽府へ轉電セリ